

	原告の主張	被告の主張	裁判所の認定
基本的 構成態様	A1 全体が、大径の円筒状中空本体と該本体上方中央部から突出する小径の支柱体からなり、	A2 A1に同じ	A3 A1に同じ
	B1 円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上下面は放射線状のファンガードにより覆われているように形成し、	B2 円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の下面のみ放射線状のファンガードにより覆われているように形成し、	B3 円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上面は梁が配置され、下面は放射状のファンガードにより覆われているように形成し、
	C1 該円筒状中空本体の外側部下面側全体には半透明の透光部を形成する態様	C2 該円筒状中空本体の外側部下面側及び側面には半透明の透光部を形成する態様	C3 C2に同じ
具体的 構成態様	D1 円筒状中空本体は、円筒状であり、その厚みが本体直径の約6分の1であり、中空部の直径が本体直径の約0.7であり、	D2 円筒状中空本体は、円筒状であり、その厚みが本体直径の約6分の1であり、中空部の直径が本体直径の約4分の3であり、	D3 D2に同じ
	E1 中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い48本の直線状のファンガードが放射線状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、	E2 E1に同じ	E3 中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い48本の直線状のファンガードが放射状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、
	F1 中空部内には穏やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	F2 中空部内には緩やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	F3 F2に同じ
	G1 円筒状中空本体の上面部は、外周部内側から中心部に向かって丘状の4本のファンガードが形成され、	G2 円筒状中空本体の上面部は、中央に矩形の板、及び、外周部内側から中心に向かって丘状の4本の梁が十字状に配置されて形成され、	G3 G2に同じ
	H1	H2 円筒状中空本体の側面視で、透光部は下面から本体の約3分の1の高さまでであり、残りの約3分の2は非透光部であり、	H3 H2に同じ
	I1 該中心部から上方に、角度調整できる可動部を有する円筒状の突出体と、該突出体の上部には該突出体より大径でねじ込み型の口金部を有する円筒状の支柱体(支柱体の直径が円筒状中空本体の直径の約5分の1)を形成し、	I2 該中心部から上方に、角度調整できる可動部を有する円筒状の突出体と、該突出体の上部には該突出体より大径でねじ込み型の口金部を有する円筒状の支柱体(支柱体の直径が円筒状中空本体の直径の約5分の1)を形成し、	I3 I2に同じ
	J1	J2 口金部は常に露出しており、	J3 J2に同じ
	K1	K2 該突出体の角度調整による円筒状中空本体の可動範囲は、垂直方向に約240度である態様	K3 K2に同じ

	原告の主張	被告の主張	裁判所の認定
基本的 構成態様	a1 全体が、大径の円筒状中空本体と該本体上方中央部から突出する小径の支柱体からなり、	a2 a1に同じ	a3 a1に同じ
	b1 円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上下面は放射線状のファンガードにより覆われているように形成し、	b2 円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上面は放射線状及び同心円状のファンガードにより、下面は渦巻き状のファンガードにより、それぞれ覆われているように形成し、	b3 円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上面は、梁が配置されると共に放射状及び同心円状のファンガードにより覆われているように形成し、下面は放射状のファンガードにより覆われているように形成し、
	c1 該円筒状中空本体の外側部下面側全体には半透明の透光部を形成する態様	c2 該円筒状中空本体の外側部下面側及び側面には半透明の透光部を形成する態様	c3 c2に同じ
具体的 構成態様	d1 円筒状中空本体は、透光部は円筒状であり、透光部以外は断面が略梯形状であり、その厚みが本体直径の約6分の1であり、中空部の直径が本体直径の約0.7であり、	d2 円筒状中空本体は、透光部は円筒状であり、透光部以外は断面が略梯形状であり、その厚みが本体直径の約6分の1であり、中空部の直径が本体直径の約3分の2であり、	d3 d2に同じ
	e1 中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い36本の曲線状のファンガードが放射線状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、	e2 中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い36本の湾曲線状のファンガードが渦巻き状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、	e3 中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い36本の湾曲線状のファンガードが放射状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、
	f1 中空部内には穏やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	f2 中空部内には緩やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	f3 f2に同じ
	g1 円筒状中空本体の上面部は、外周部内側から中心部に向かって丘状の3本のファンガードと幅細の15本の直線状及びそれらと交差する4本の同心円状のファンガードが形成され、	g2 円筒状中空本体の上面部は、中央に円形の板、外周部内側から中心部に向かって丘状の3本の梁が等間隔に配置され、及び、該3本の梁の間に幅細の15本の直線状及びそれらと交差する4本の同心円状のファンガードが形成され、	g3 g2に同じ
	h1	h2 円筒状中空本体の側面視で、透光部は下面から本体の約4分の3の高さまでであり、残りの約4分の1は非透光部であり、	h3 h2に同じ
	i1 該中心部から上方に、角度調整できる可動部を有する円筒状の突出体を有し、該突出体の上部には該突出体より大径でシーリングソケット型の口金部を有する円筒状の支柱体と該支柱体の外周にスライド可能な円筒状カバーを形成する態様	i2 該中心部から上方に、角度調整できる可動部を有する円筒状の突出体を有し、該突出体の上部には該突出体より大径でシーリングプラグを有する円筒状の支柱体(支柱体の直径が円筒状中空本体の直径の約3分の1)と該支柱体の外周にスライド可能であって、該突出体を覆う円筒状カバーを有し、	i3 i2に同じ
	j1	j2 シーリングプラグは側面視で円筒状カバーに隠され外部から見えないが、配線器具への取付け時には、該円筒状カバーを下にスライドさせることによってシーリングプラグが露出する構成となっており、	j3 j2に同じ
	k1	k2 該突出体の角度調整による円筒状中空本体の可動範囲は、垂直方向に250度である態様	k3 k2に同じ

	原告の主張		被告の主張		裁判所の認定	
基本的 形態	O1-1-1	全体が、大径の円筒状中空本体と該本体上方中央部から突出する小径の支柱体からなり、	O1-1-2	O1-1-1に同じ	O1-1-3	O1-1-1に同じ
	P1-1-1	円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上下面は放射線状のファンガードにより覆われているように形成し、	P1-1-2	P1-1-1に同じ	P1-1-3	円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上面は梁が配置されるとともに放射状及び同心円状のファンガードにより覆われているように形成し、下面は放射状のファンガードにより覆われているように形成し、
	Q1-1-1	該円筒状中空本体の外側部下面側全体には半透明の透光部を形成する形態	Q1-1-2	該円筒状中空本体の外側部下面側及び側面には半透明の透光部を形成する形態	Q1-1-3	Q1-1-2に同じ
具体的 形態	R1-1-1	円筒状中空本体は、円筒状であり、その厚みが本体直径の約6分の1であり、中空部の直径が本体直径の約4分の3であり、	R1-1-2	R1-1-1に同じ	R1-1-3	R1-1-1に同じ
	S1-1-1	中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い48本の直線状のファンガードが放射線状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、	S1-1-2	S1-1-1に同じ	S1-1-3	中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い48本の直線状のファンガードが放射線状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、
	T1-1-1	中空部内には穏やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	T1-1-2	中空部内には穏やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	T1-1-3	T1-1-2に同じ
	U1-1-1	円筒状中空本体の上面部は、中央に略矩形の板、及び、外周部内側から中心に向かって4本の梁が十字状に配置され、該4本の梁の間に細幅の14本の直線状及びそれらと交差する4本の同心円状のファンガードが形成され、	U1-1-2	U1-1-1に同じ	U1-1-3	U1-1-1に同じ
	V1-1-1	円筒状中空本体の側面視で、透光部は下面から本体の約3分の1の高さまでであり、残りの約3分の2は非透光部であり、	V1-1-2	V1-1-1に同じ	V1-1-3	V1-1-1に同じ
	W1-1-1	該中心部から上方に、角度調整できる可動部を有する円筒状の突出体と、該突出体の上部には該突出体より大径でねじ込み型の口金部を有する円筒状の支柱体(支柱体の直径が円筒状中空本体の直径の約5分の1)を形成し、	W1-1-2	W1-1-1に同じ	W1-1-3	W1-1-1に同じ
	X1-1-1	口金部は常に露出しており、	X1-1-2	X1-1-1に同じ	X1-1-3	X1-1-1に同じ
	Y1-1-1	該突出体の角度調整による円筒状中空本体の可動範囲は、垂直方向に約300度の形態	Y1-1-2	Y1-1-1に同じ	Y1-1-3	Y1-1-1に同じ
色彩	Z1-1-1	Z1-1-2	透光部、突出体及び口金部以外は、全体として白色の形態	Z1-1-3	Z1-1-2に同じ	

	原告の主張		被告の主張		裁判所の認定	
基本的 形態	O1-2-1	全体が、大径の円筒状中空本体と該本体上方中央部から突出する小径の支柱体からなり、	O1-2-2	O1-2-1に同じ	O1-2-3	O1-2-1に同じ
	P1-2-1	円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上下面は放射線状のファンガードにより覆われているように形成し、	P1-2-2	P1-2-1に同じ	P1-2-3	円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上面は梁を配置するとともに放射状及び同心円状のファンガードにより覆われているように形成し、下面は放射状のファンガードにより覆われているように形成し、
	Q1-2-1	該円筒状中空本体の外側部下面側全体には半透明の透光部を形成する形態	Q1-2-2	該円筒状中空本体の外側部下面側及び側面には半透明の透光部を形成する形態	Q1-2-3	Q1-2-2に同じ
具体的 形態	R1-2-1	円筒状中空本体は、円筒状であり、その厚みが本体直径の約6分の1であり、中空部の直径が本体直径の約4分の3であり、	R1-2-2	R1-2-1に同じ	R1-2-3	R1-2-1に同じ
	S1-2-1	中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い48本の直線状のファンガードが放射線状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、	S1-2-2	S1-2-1に同じ	S1-2-3	中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い48本の直線状のファンガードが放射線状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、
	T1-2-1	中空部内には穏やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	T1-2-2	中空部内には緩やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	T1-2-3	T1-2-2に同じ
	U1-2-1	円筒状中空本体の上面部は、中央に略円形の板、外周部内側から中心部を通過して再び外周部内側に至る直線状1本の梁と、その周囲に細幅の14本の直線状及びそれらと交差する4本の同心円状のファンガードが形成され、	U1-2-2	円筒状中空本体の上面部は、中央に略円形の板、及び、外周部内側から中心部を通過して再び外周部内側に至る直線状1本の梁と、その周囲に幅細の14本の直線状及びそれらと交差する4本の同心円状のファンガードが形成され	U1-2-3	U1-2-2に同じ
	V1-2-1	円筒状中空本体の側面視で、透光部は下面から本体の約3分の1の高さまでであり、残りの約3分の2は非透光部であり、	V1-2-2	V1-2-1に同じ	V1-2-3	V1-2-1に同じ
	W1-2-1	該中心部から上方に、角度調整できる可動部を有する円筒状の突出体と、該突出体の上部には該突出体より大径でねじ込み型の口金部を有する円筒状の支柱体(支柱体の直径が円筒状中空本体の直径の約5分の1)を形成し、	W1-2-2	W1-2-1に同じ	W1-2-3	W1-2-1に同じ
	X1-2-1	口金部は常に露出しており、	X1-2-2	X1-2-1に同じ	X1-2-3	X1-2-1に同じ
Y1-2-1	該突出体の角度調整による円筒状中空本体の可動範囲は、垂直方向に約300度の形態	Y1-2-2	Y1-2-1に同じ	Y1-2-3	Y1-2-1に同じ	
色彩	Z1-2-1	Z1-2-2	透光部、突出体及び口金部以外は、全体として白色の形態	Z1-2-3	Z1-2-2に同じ	

	原告の主張		被告の主張		裁判所の認定	
基本的 形態	O2-1	全体が、大径の円筒状中空本体と該本体上方中央部から突出する小径の支柱体からなり、	O2-2	O2-1に同じ	O2-3	O2-1に同じ
	P2-1	円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上下面は放射線状のファンガードにより覆われているように形成し、	P2-2	P2-1に同じ	P2-3	円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上面は梁を配置するとともに放射状及び同心円状のファンガードに覆われているように形成し、下面は放射状のファンガードにより覆われているように形成し、
	Q2-1	該円筒状中空本体の外側部下面側全体には半透明の透光部を形成する形態	Q2-2	該円筒状中空本体の外側部下面側及び側面には半透明の透光部を形成する形態	Q2-3	Q2-2に同じ
具体的 形態	R2-1	円筒状中空本体は、透光部の断面形状が内側に傾斜し、透光部以外は断面が略梯形状であり、その厚みが本体直径の約6分の1であり、中空部の直径が本体直径の約4分の3であり、	R2-2	R2-1に同じ	R2-3	R2-1に同じ
	S2-1	中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い48本の直線状のファンガードが放射線状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、	S2-2	S2-1に同じ	S2-3	中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い48本の直線状のファンガードが放射状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、
	T2-1	中空部内には穏やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	T2-2	中空部内には緩やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	T2-3	T2-2に同じ
	U2-1	円筒状中空本体の上面部は、中央に円形の板、外周部内側から中心部を通過して再び外周部内側に至る直線状1本の梁と、その周囲に細幅の14本の直線状及びそれらと交差する4本の同心円状のファンガードが形成され、	U2-2	U2-1に同じ	U2-3	U2-1に同じ
	V2-1	円筒状中空本体の側面視で、透光部は下面から本体の約3分の1の高さまでであり、残りの約3分の2は非透光部であり、	V2-2	V2-1に同じ	V2-3	V2-1に同じ
	W2-1	該中心部から上方に、角度調整できる可動部を有する円筒状の突出体と、該突出体の上部には該突出体より大径でねじ込み型の口金部又はシーリングプラグを有する円筒状の支柱体(支柱体の直径が円筒状中空本体の直径の約5分の1)を形成し、	W2-2	W2-1に同じ	W2-3	W2-1に同じ
	X2-1	ねじ込み型の口金部又はシーリングプラグは常に露出しており、	X2-2	X2-1に同じ	X2-3	X2-1に同じ
	Y2-1	該突出体の角度調整による円筒状中空本体の可動範囲は、垂直方向に約300度の形態	Y2-2	Y2-1に同じ	Y2-3	Y2-1に同じ
色彩	Z2-1	Z2-2	透光部、突出体及びねじ込み型の口金部若しくはシーリングプラグ以外は、全体として白色の形態	Z2-2	Z2-2に同じ	

	原告の主張		被告の主張		裁判所の認定	
基本的 形態	o1	全体が、大径の円筒状中空本体と該本体上方中央部から突出する小径の支柱体からなり、	o2	o1に同じ	o3	o1に同じ
	p1	円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上下面は放射線状のファンガードにより覆われているように形成し、	p2	円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上面は放射線状及び同心円状のファンガードにより、下面は渦巻き状のファンガードにより、それぞれ覆われているように形成し、	p3	円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上面は、梁が配置されると共に放射状及び同心円状のファンガードにより覆われているように形成し、下面は放射状のファンガードにより覆われているように形成し、
	q1	該円筒状中空本体の外側部下面側全体には半透明の透光部を形成する形態	q2	該円筒状中空本体の外側部下面側及び側面には半透明の透光部を形成する形態	q3	q2に同じ
具体的 形態	r1	円筒状中空本体は、透光部は円筒状であり、透光部以外は断面が略梯形状であり、その厚みが本体直径の約6分の1であり、中空部の直径が本体直径の約4分の3であり	r2	円筒状中空本体は、透光部は円筒状であり、透光部以外は断面が略梯形状であり、その厚みが本体直径の約6分の1であり、中空部の直径が本体直径の約3分の2であり、	r3	r2に同じ
	s1	中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い36本の湾曲線状のファンガードが放射状かつ渦巻き状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、	s2	中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い36本の湾曲線状のファンガードが渦巻き状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、	s3	中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い36本の湾曲線状のファンガードが放射状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、
	t1	中空部内には穏やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	t2	中空部内には緩やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	t3	t2に同じ
	u1	円筒状中空本体の上面部は、中央に円形の板、外周部内側から中心に向かって丘状の3本の梁が等間隔に配置され、該3本の梁の間に幅細の15本の直線状及びそれらと交差する4本の同心円状のファンガードが形成され、	u2	u1に同じ	u3	u1に同じ
	v1	円筒状中空本体の側面視で、透光部は下面から本体の約4分の3の高さまでであり、残りの約4分の1は非透光部であり、	v2	v1に同じ	v3	v1に同じ
	w1	該中心部から上方に、角度調整できる可動部を有する円筒状の突出体と、該突出体の上部には該突出体より大径でシーリングプラグを有する円筒状の支柱体(支柱体の直径が円筒状中空本体の直径の約3分の1)と該支柱体の外周にスライド可能であって、該突出体を覆う円筒状カバーを形成し、	w2	w1に同じ	w3	w1に同じ
	x1	シーリングプラグは側面視で円筒状カバーに隠され外部から見えないが、配線器具への取付け時には、該円筒状カバーを下にスライドさせることによってシーリングプラグが露出する構成となっており、	x2	x1に同じ	x3	x1に同じ
	y1	該突出体の角度調整による円筒状中空本体の可動範囲は、垂直方向に約250度の形態	y2	y1に同じ	y3	y1に同じ
色彩	z1	z2	透光部、ファン、突出体及びシーリングプラグ以外は、全体として薄茶色若しくは焦げ茶色の木目調か、白色の各モデル形態	z3	z2に同じ	